

令和7年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木） 午後1時30分から午後3時35分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (16名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早 苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	長 束 真 帆
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 7 番	福 安 修
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (2名)

委 員	3 番	山 田 準 二	委 員	1 3 番	藏 内 敏 博
-----	-----	---------	-----	-------	---------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：8名)

邑 美	有 本 知 勝	湖 東	山 根 一 美
〃	山 根 昌 博	福部町	谷 口 泰 彦
高 草	内 田 洋之助	気高町	田 中 清 晴
湖 東	佐々木 文 仁	鹿野町	谷 口 和 人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
 議案第 4 号 鳥取農業振興地域整備計画に係る意見の決定について
 議案第 5 号 非農地証明について
 議案第 6 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 松本主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和7年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、議席番号3番 山田委員、議席番号13番 藏内委員より欠席の報告がありましたので、委員18名中16名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号1番 福田(淳)委員、2番 中村委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号1番から5番の5件でございますが、整理番号2番の気高町睦逢は、営農型太陽光発電に伴う地上権設定のため、議案第3号「農地転用事業計画変更申請について」の審議の時に一緒に審議をお願いします。 整理番号1番は、気高町睦逢で贈与による所有権移転です。 整理番号3番は、国府町広西で売買による所有権移転です。 整理番号4番は、下段で売買による所有権移転です。 整理番号5番は、桂木で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長	それでは、整理番号1番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員	4月3日に角田推進委員、田中推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、隣接する農地で太陽光発電施設の下部でシイタケ栽培をしており、申請地は芝の栽培を行う予定です。既に芝刈機やスプリンクラーを購入しており、以前は竹藪だった現地を伐採して整地されており、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号3番を審議します。担当農業委員、長束委員の報告をお願いします。
長束委員	4月5日に福田(明)推進委員、山田農業委員、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、現在、農業法人に勤めながらご自身で田んぼを所有され、耕作されておられます。1年後には就農される予定の農作業に意欲がある方です。申請地は、無断転用地ではありません。雑木が生えて少し荒れていますが、ユンボなどを使って作業して、田んぼに再生し活用する予定です。譲受人は、元々建設作業されており、各種重機の資格

		を持っておられますので、心配ないと思います。以上のことから、許可することに問題ないと判断いたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号4番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		4月2日に山岡推進委員、事務局、譲受人、申請代理人と私で現地確認を行いました。譲受人は長年、造園業を営んでおられますが、息子さんが経営の中心となっており、本人は農業をしたいとのことです。申請地は、譲渡人が相続された農地ですが、譲受人が長年管理していた畑です。畑の近くに譲受人の作業場があり、農機具等もあり、自家用果樹を栽培しようとしております。チェックシートを照合して、許可するにあたり支障ないものと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号5番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		下田農業委員、山根(昌)推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。譲受人は、建設業を営んでおられますが、近くの住宅を購入されております。畑が4筆となっていて、すべて狭小であります。また、住宅地にも近く、農機具をお持ちですので、問題なく管理していく予定です。近くの住民が畑を貸してほしいと言っておられるようです。何ら問題はありませので、よろしく願いいたします。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		この案件は、有本推進委員が報告されましたが、令和4年に非農地証明申請は、農地として利用されていたので取下。令和5年に3条申請された際は、譲受人が所有する農地に耕作放棄地があり、審議の結果、不許可妥当と判断されました。今回の申請についても管理等の確認を注視してまいりました。最近では草刈や耕うんをされており、管理されていることを確認できております。裁判所の売却許可もあり、地域における農業に支障はないということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。
竹森委員		転売の話があったと思うのですが。
下田委員		転売はありません。申請地の一部を貸してほしいという地元の方から申出があることは確認しました。

議 長	見解を事務局よりお願いします。
事 務 局	3条申請で取得した場合は、自分で耕作する必要がありますので、貸し出す話があったかもしれませんが、当面はご本人に耕作していただく必要があります。
竹 森 委 員	転売と貸し出しは、禁止されていますよね。
下 田 委 員	この後は、当然作っていただくことがベースだということをその時に言いました。近所の方が貸してほしいと言うだけで、私どもからはっきりといけませんと言っております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号1番、2番と一時転用1番の3件です。 整理番号1番、申請地は北村、転用目的は農業用施設、農地区分は農用地区域内農地に該当すると判断し、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 整理番号2番、申請地は湖山町南四丁目、転用目的は道路拡幅、農地区分は集団農地の第1農地に該当すると判断し、許可根拠は公益性の高い事業です。 一時転用1番、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、農地区分は農用地区域内農地に該当すると判断し、許可根拠は一時転用です。
議 長	整理番号1番を審議します。担当推進委員 内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員	4月4日に中村農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲受人は、6年ぐらい前から水稻を中心に栽培されており、徐々に面積を広げ、令和5年に株式会社を設立されています。現在の事務所と作業場は、前に北村生産組合が使っていたものを使っています。譲受人は、大正地区を中心に約60haを耕作され、収量で約300tの生産をされています。乾燥と脱穀については、農協や民間の施設を利用されており、上段や八頭町船岡にライスセンター等も利用されていますが、距離や時間、経済的にもそうですが、繁忙期には地元の人が優先されるため、深刻な不具合が生じていました。今後10年以内に約150haまで耕作面積を増やす計画を持っております。そうすると自前のライスセンター建設が急務となっております。施設としては、玄米の生産量750t、もみ玄米の保管庫、1万枚程度の苗箱で生産できる企業規模を計画し、車両置場も考えると、今回の申請地の面積が必要となります。譲渡人は、こちらに帰ってこないことから、譲受人がライスセンターを建設することで話がまとまったようです。申請地は、以前の耕作者が廃業された後は、管理されていなく、集落としても困っていましたが、このような施設になるなら問題がないようですので、許可することに問題はないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員	被害防除計画が提出されており、現在の土地を約0.5m嵩上げし、擁壁を設けて隣地への災害は無いと確認しております。雨水は集水桝に溜めて、農業用排水路へ排出さ

		れるように設計されております。周辺農地への影響は、譲受人が借りておりますので、問題は具体的には出ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 1 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 なお、3,000 m ² を超える案件ということで、県の常設審議委員会に諮られます。 引き続き、整理番号 2 番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		4 月 4 日に川上農業委員、譲受人とその関係者と私で現地確認を行いました。この案件は、昨年 1 0 月に農振除外の審議をしていただいたもので、宅地開発に伴い幅 6 m 道路が必要なことから 6 m 道路に拡幅するものです。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		山根(一)推進委員が報告したとおりで、昨年 1 0 月に農振農用地の除外で、承認されております。具体的には、湖山町南四丁目から湖山池までの 2 5 0 m ほどの道路を現状で 4 m 5 0 c m から 5 m の幅を 6 m にするもので、何ら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員		事務局へ質問で、譲受人が株式会社になっていますが、拡張した土地の名義は譲受人になるのか。
事 務 局		分筆して、譲受人が買収します。その後、道路にしてから鳥取市へ寄付することが、宅地開発する際の条件となっているということです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 引き続き、一時転用の 1 番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		これは、砂利採取の件ですが、今現在、3 箇所あります。 相談事が出ておりますので、この件について、説明させていただきます。 この案件は、近所の方々の困りごと相談ということで相談を受けました。3 月 3 1 日に川上農業委員と一緒に事務局および県土整備事務所維持管理課へ陳情書を提出してきました。内容について要約すると地域の現況が変更される。自然破壊、環境汚染、強風による飛砂により、日常生活へ影響。砂利採取後の営農について安心して作物が作れますかということです。従って、今回の砂利採取の中止の要望でございます。事務局、県のそれぞれから回答をお願いしたいと思います。 その上で、4 月 1 日に川上農業委員、村上推進委員、山根(一)推進委員、事務局と私

		で現地確認を行いました。現地は、表土が剥ぎ取られ綺麗に整地しており、区域がわかるように周囲をロープがしてありました。地図を見てもらえばわかりますが、集落は、東西に長く住宅があり、近隣なのです。申請地のうち2筆は長年、耕作放棄地で、先ほどの相談者宅の裏側になり、雑木を伐採した関係もあり、空白地帯になってしまい、海風が吹いてくるということです。 申請内容は、改良区の意見書もあり、隣接農地の方からも同意は取っております。今後については、周辺農地に影響はないか、完全に農地へ復元、適正されるかを注視していきたいと思っております。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		佐々木推進委員から説明のとおりです。 私が心配するのは、以前に業者が申請地の北側の砂山から砂を取り、その後3分の2ぐらいをソーラーパネル設置しております。また、県道沿いが非農地であったということで、砂や山土を取って平らにして、他の場所から採取した砂の仮置場にするような状態がずっと経過しておりましたが、相談者から1月19日に畑の雑木を切ったことで、海風が直接家に入るようになったことにより、陳情書を出されたことです。 これは、すぐにいいですと判断しかねますし、県や事務局からこの陳情に対する意見を聞きながら判断しないとイケないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員		その点について、事務局では、どのように判断されていますか。
議	長	まとまっているので、事務局から詳細をお願いします。
事 務 局		先ほど、担当委員から報告のあったとおり、申請地の南側の住宅の方から砂が飛んでくるのでやめてほしいと言ってきたのは事実であります。その砂は、元々畑だった所が耕作放棄されていたので木が生え、草が生えて砂が飛ばなくなっていたところ、綺麗にしたら砂が飛んでくるという趣旨で、農業委員会としては防ぎようがなく、本来のあるべき姿に戻したら、砂が飛んでくるようになったということです。
竹 森 委 員		防風林ではないのか。
事 務 局		防風林ではなく、耕作放棄地が原野化しており、綺麗にしたら砂が飛ぶようになったということなので、農業委員会としては、抜根や伐開することを許可したということではなく、農地に戻したらそういう被害が出てきたということなので、そのことが不法行為をしているとは言えないことです。飛砂防止については、砂利採取法でネットフェンスをするなどの対策をするように講じて採取するように条例で決められていますので、県に対して認可する際には飛砂防止対策をするように注文しますし、こちらからも賃借人に指導をしていきたいと思っております。
竹 森 委 員		ちゃんと指導しているということですね。
事 務 局		そのとおりです。
柳 田 委 員		担当委員は、今のところ保留したいということでもいいですか。
川 上 委 員		今のような明確な回答がなかったので、現在までどうしようかなと。必ず網の目の小さいものをして飛砂防止するとか、そういう条件できちっとしていただければわかりますが、今まで聞いていなかったの、先ほどのような発言になりました。
柳 田 委 員		川上委員としたら、県からの回答を待つて結論を出すことになるのですか。

川 上 委 員	ご本人さんは、農業委員会と県に出されております。それに対して、それぞれの組織からの回答を私どもは聞いておりません。
議 長	この案件は、被害防除計画が必ず付いていますので、そういった整備をしないと一時転用ができないようになっていきますので、対応されると思います。
竹 森 委 員	条件か何かついとるのか。
事 務 局	農地転用の考え方として、周辺農地に被害が出るような転用は認められません。ただ、住宅に関しては農業委員会の判断とは考えられません。周りの畑に砂が飛んでいくようなずさんな計画の被害防除計画では認められませんが、砂利採取にあたっては、ネットフェンスを設置して周りの畑に被害が出ないようにしますということで計画されています。周りの畑の方は承諾されています。隣接していない住宅の方は、隣接していないので申請人もとっていないのですが、その方から砂が飛んでくるのでやめてほしいという相談がこちらと県に行き、書面を提出されたということです。
竹 森 委 員	近隣には承諾があったということですね。
事 務 局	近隣でなく、隣接の方からはあったということです。
議 長	事務局からの説明のとおり、隣接の方と土地改良区からの同意を得ているということでした。農業委員会としては、環境問題とかでなく、農地法に関することについて審議していきたいと思います。周辺農地に影響があるかを中心に審議したいと思います。
中 村 委 員	伏野■■■は、昨年１０月３日で一時転用の期限が過ぎているがどうなっているのか。
事 務 局	今回の案件とは、別のところで、場所としては県社協近くになりますが、別の法人が３年間砂利採取をしていたところです。現在、復元中です。
竹 森 委 員	今回の審議とは関係ないでしょ。
中 村 委 員	別法人でも代表者は一緒です。
事 務 局	別法人ですので、今回の審議とは直接は関係ありませんが、中村委員が心配されているのは、同族のグループですので、そういったことにならないか心配されているのだと。
議 長	中村委員の質問は、別案件ということなので、ひとまず置いておきます。
建 部 委 員	審議するのに説明をされて、担当農業委員と推進委員は賛成されるのですか。
議 長	事務局として、今回の申請でどのような対策がなされるか、わかっているところを伝えてください。
事 務 局	砂利採取にあたっては、農地法の一時転用の手続きもですが、県の砂利採取法の許可も必要です。農地法の許可は砂利採取法の許可と合わせてすることになっています。それぞれがそれぞれ法律に基づく判断すること前提です。砂利採取法では、飛砂防止対策を講じるように条例に規定されていますので、フェンスで囲って砂が周りに飛んでいかにないようにするとか、砂山を高くしないような配慮が必要と思われます。農地法は先ほど説明したように、周辺の畑や水路に被害が出ないようにすることが条件となります。 今回の意見として、申請地は、ネットフェンスで囲って周りに砂が飛んでいかないよ

	うにするのですが、今回の案件とは別のところから飛んでくる砂をどうにかしてほしいというのは、農業委員会では何もできないということになります。
竹 森 委 員	別のところから飛んでくるということですね。
事 務 局	そのとおりです。相談者は、周りも含めて砂が飛んでくるからやめてほしいということです。畑だったところに松の木や雑木が生えていたので綺麗にしたら砂が飛んでくるようになったということなので、その砂が飛んでこないようにしてくださいということは、できないという回答になります。
柳 田 委 員	周りで迷惑を被っている人がいるようですが、農業委員会の方で、飛んでこないように塀を作るとか、山を作るとか言えるのでしょうか。言えるなら、保留にして、その指摘が解消されるまで保留ですよとしてはどうか。
議 長	事務局が説明したように、県の砂利採取法と農業委員会の農地法で合わせて計画を許可するということです。砂利採取法で飛砂防止はしないといけないので、この案件については、設置するということですね。
事 務 局	そのとおりです。
柳 田 委 員	するまでは保留にできないのか。
事 務 局	許可がないと設置できません。
柳 田 委 員	業者が、農業委員会の許可を得たので、砂が飛ぶことは直接的関係ありませんということもあり得るのでは。迷惑を被っている人がいるのだから、何とかしないと。
議 長	事務局から説明のあったように、その砂が飛んでくるが、一時転用の圃場からの砂が飛んできているのかはわからない。
柳 田 委 員	その可能性もあるのでしょ。
議 長	耕作放棄地で木が生えていたのを農地に戻したら風が吹き出して、砂が飛んできたということなので、農業委員会がフェンスを設置するとかの問題ではない。
竹 森 委 員	一時転用許可条件が守られるなら問題ない。
議 長	そのとおりだと思います。
竹 森 委 員	迷惑を被っている人に対しては、県の条例で決まっているのだから、設置しないと条例違反ということは申請人もわかっていると思う。
議 長	この案件は、3,000 m ² を超えており、県の常設審議委員会の案件となり、チェックしていただくことになっていますので、図面も被害防除計画もそろえることになっていますので、するかしないという案件ではありません。事務局から補足を。
事 務 局	砂利採取法で規定されていますので、確実にネットフェンスや飛砂防止対策は講じられて採取されます。
竹 森 委 員	しなければ、条例違反ということですね。
事 務 局	そのとおりです。

竹 森 委 員	そのことを前提に審議していただくということだね。
事 務 局	農地法では、佐々木推進委員が、説明したとおり、周辺農地に被害が出ないように対策されるかと農地復元が確実にされるかと、中村委員が心配されたように期限内に農地復元するように指導していくことになります。
議 長	農業委員会は農地を守らなければならないので、農地復元に注視していかなければなりません。
建 部 委 員	農地法では問題ないでしょ。砂が飛んでくる問題は関係ないのしょうから。
事 務 局	そのとおりです。飛砂防止については、砂利採取法で講じられることになっていますので、県に対して指導してもらうように伝えておきます。
川 上 委 員	事務局からの説明で安心しました。賛成します。
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用 1 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第 3 号「農地転用事業変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号 1 番の 1 件でございます。 整理番号 1 番、申請地は気高町睦逢、転用目的は営農型太陽光発電設備、変更内容は、賃借人の変更です。なお、地上権設定者の変更にもなりますので、農地法第 3 条整理番号 2 番も合わせて審議をお願いします。
議 長	議案第 1 号整理番号 2 番と議案第 3 号整理番号 1 番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員	4 月 3 日に角田推進委員、田中推進委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。太陽光発電設備の下部を利用してシイタケ栽培を行うものです。既に許可されておりますが、発電事業者が変更になったことでの申請となります。現地は太陽光発電設備が設置されており、下部にシイタケの原木が並んでいました。すでにシイタケ販売も始まっており問題ないと判断します。
議 長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員	期間が 1 年間になっているのは。
事 務 局	議案第 1 号整理番号 2 番の方が 1 年間になっていることへの質問と思います。農地法第 5 条一時転用の許可が令和 5 年 7 月 1 1 日から 3 年となっていますので、期間終了日に合わせています。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 議案第 1 号整理番号 2 番と議案第 3 号整理番号 1 番につきまして原案どおり許可決定

		することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第3号「農地転用事業変更申請について」を終わります。 引き続き議案第4号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		本日は、農政企画課の担当が来ておりますので、担当者から詳しい説明をしていただきます。
農 政 企 画 課		農用地区域への編入は無く、農用地区域からの除外が2件でございます。 除外は、気高1、土地の所在は気高町浜村、具体的な理由等は、小学校新設です。福部1、土地の所在は福部町湯山、具体的な理由等は駐車場・資材置場の設置です。
議 長		気高1を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員		4月3日に石谷農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。小学校新設ということで、地権者には説明は終わっております。市町村長の考え方第5号に農業用水路等に支障を及ぼすおそれはないと考えるとありますが、申請地内にある水路を変更することは支障ないのですが、地元の実行組合は聞いていないようですので、地元へ説明をしていただきたい。
事 務 局		水路変更ですが、勝見川へ向かって流れていたものを浜村川へ流すように付け替える予定で、水路断面等も問題ないように計算されて設計していると聞いております。
議 長		引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員		田中推進委員の報告のとおりです。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 気高1について原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 続いて、福部1を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		4月1日に濱田会長、事務局、土地所有者と私で現地確認を行いました。利用しようとしている業者は、近くで建築業と飲食業を営んでおり、飲食店にお客さんが多く、駐車場が不足しているので、すぐ隣の土地を駐車場にするものです。この一筆だけ農振農用地であり除外したいということです。地元から同意も得られているようで問題ないと思います。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 福部1について原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第４号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を終わります。 引き続き議案第５号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号３番は取下げされましたので、整理番号１番、２番と４番から９番の８件です。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号１番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		４月１日に現地確認を行いました。以前は池だったそうですが、埋め立てて基盤整備をされたところでした。地権者は県外在住で長い間耕作されておらず、原野化しており、農地への復旧は困難な土地であり、非農地で問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号２番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内田委員		４月４日に中村農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。東郷地区から明治地区への広域農道の谷間にある田んぼで、圃場整備してありますが水が無く、２０年以上前から耕作されておらず、申請者以外の田んぼも笹などが生えており、非農地にしても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号４番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		４月２日に砂川農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請者は、県外在住で、今は空き家となっています。一連宅地として黒マルチで草抑えもしているようで、非農地をお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。

田 中 委 員	4 月 3 日に柳田農業委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。現地は雑草が生え、コンクリート片があるような状態です。東西南側には建物が建っており、北側はコンクリートが張られており、その先に赤線があります。申請地は、離れたところに住んでいる申請者が相続したものです。建物に囲まれ他の農地に接しておりませんので、許可して良いと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 5 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 6 番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員	4 月 3 日に柳田農業委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。現地は雑草が生えて歩くのに大変でした。周囲を住宅に囲まれた土地になっており、他の農地に影響を及ぼすことは無く、非農地と判断して問題ないかと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 6 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 7 番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	4 月 2 日に森推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は山王社の裏で湖山池の方から山向きに住宅となっている最後のところ。11月に隣を非農地証明しており、付近に農地は無いため、特に問題はありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 7 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 8 番と 9 番を一括審議します。担当推進委員、山根(昌)委員の報告をお願いします。
山根(昌)委員	4 月 3 日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は中大路集落から少し山を登ったところに位置し、20年以上耕作されておらず、木や竹が覆っていました。チェックシートに照らしても何ら問題ありません
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 8 番、9 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第 5 号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第 6 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が 155,747.81㎡、畑が 5,225㎡の合計 160,972.81㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 64 件、使用貸借による権利 51 件の合計 115 件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第 19 条第 2 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 6 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和 7 年度 第 1 回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後 3 時 35 分